

日本遺産商品開発等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、旧軍港四市で認定された日本遺産を通じた四市の地域活性化及び日本遺産のPR・認知度の向上を図るため、四市の中小企業等が行う日本遺産のPR商品などの開発等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 日本遺産商品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市のいずれかに事業所を有し、当該市内で引き続き1年以上継続して事業を営む者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 旧軍港各市の暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 旧軍港四市で認定された日本遺産のロゴマークや構成文化財等の写真を活用し、日本遺産のPRが期待できる商品等の開発・販売促進事業（旅行商品を含む）
- (2) 上記以外のもので、日本遺産のPR及び活性化が期待できる事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品開発等に要する経費
（デザイン料、商品開発のための原材料・副資材及び備品（機械装置、器具）の購入費等）
- (2) 補助対象商品等の販売促進、宣伝に要する経費
（パンフレット・チラシ及び販促グッズ製作費、販売促進イベント等の参加費及び交通費等）
- (3) その他、会長が必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1事業あたり30万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、日本遺産商品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 日本遺産商品開発等支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては住民票）の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）

- (4) 市税の滞納のない証明書の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) その他会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定する。

- 2 会長は、前項の規定により適当と認めたときは、日本遺産商品開発等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、適当でないと認めたときは、日本遺産商品開発等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の計画の変更をする場合は、日本遺産商品開発等支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）を提出して、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

（変更の決定）

第9条 会長は、前条の規定により変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査の上、速やかに変更承認の可否を決定する。

- 2 会長は、前項の規定により適当と認めたときは日本遺産商品開発等支援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、適当でないと認めたときは日本遺産商品開発等支援事業補助金変更不承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了した日から40日を経過する日又は年度末のいずれか早い日までに、日本遺産商品開発等支援事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 事業の成果が分かる写真等
- (4) その他会長が必要と認める書類

- 2 会長は、実績報告書の内容について、補助事業者に対し、実地に調査することができる。

（補助金の額の確定）

第11条 会長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定する。

- 2 会長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、日本遺産商品開発等支援事業補助金額確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書に基づき、日本遺産商品開発等支援事業補助金交付請求書（様式第10号。以下「交付請求書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により交付請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他補助金の交付が適当でないと認められるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

3 会長は、前々項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、日本遺産商品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から実施する。

改 正 令和6年5月31日